

接続料の算定に関する研究会

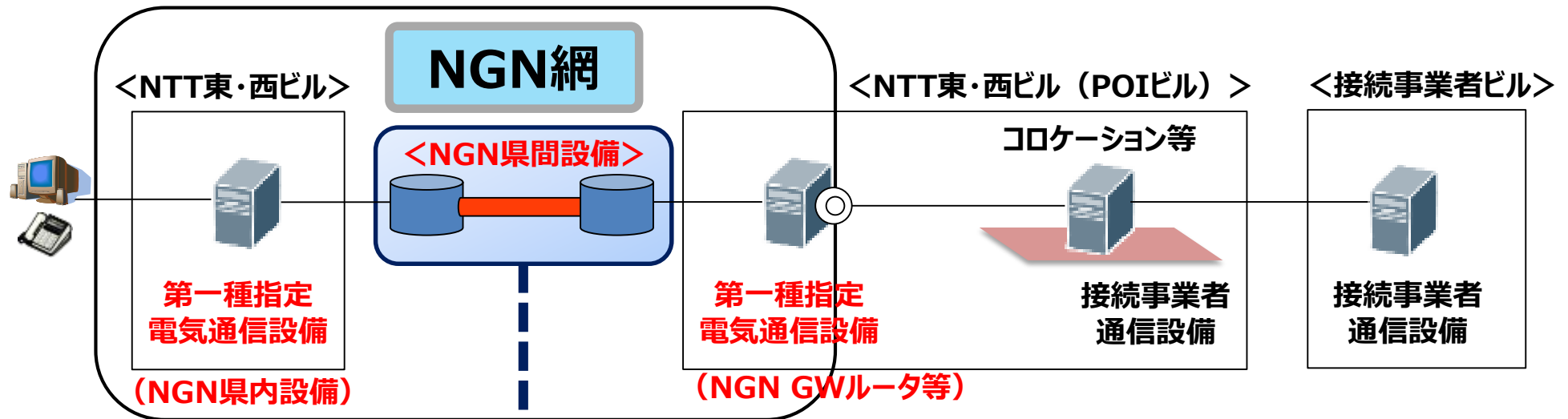
～NGN県間通信用設備について～

2019年4月24日

KDDI株式会社

NGNとの円滑な接続のために

NGN県間通信用設備利用について**不可避性が高い場合**
NGN県間通信用設備についても
第一種指定電気通信設備と“同等の規律”を課すことで
NGNとの円滑な接続を確保



利用の**不可避性**
の**程度**

不可避性が高い場合

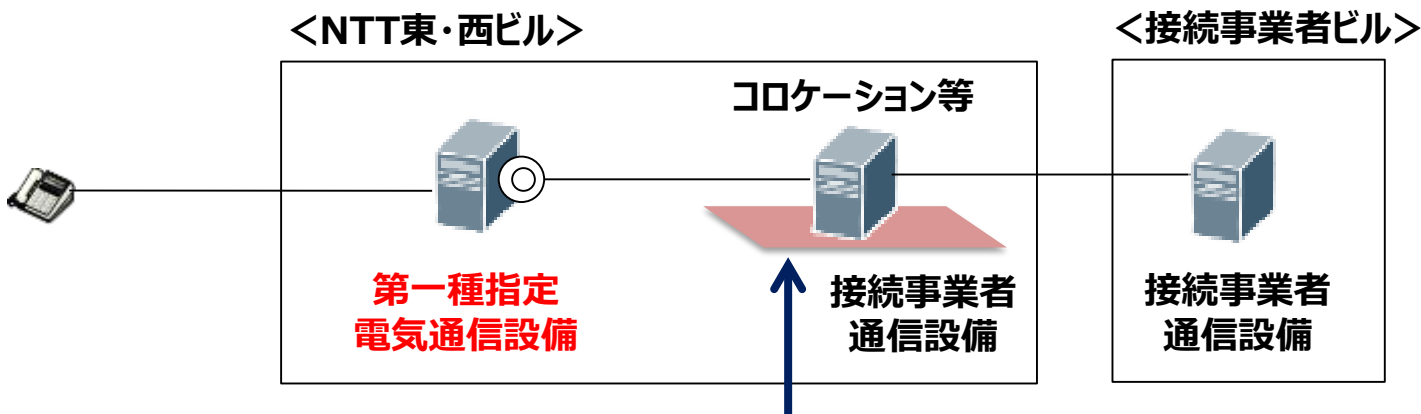
第一種指定電気通信設備と
“同等の規律”を適用

第一種指定電気通信設備と“同等の規律”とは

【現行法令で円滑な接続を確保する仕組み】

第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために
必要なものを省令*で指定して接続ルールを適用

現在はコロケーション、管路・とう道・電柱等を対象として指定



第一種指定電気通信設備との接続を
円滑に行うために必要なもの

*具体的な内容を電気通信事業法施行規則に規定

コロケーションにおける接続ルールの例

第一種指定電気通信設備との円滑な接続を確保するために
手続方法や**標準的期間**、**接続料（負担すべき金額）**等を
適正かつ明確に接続約款に定める*ことが必要

手続方法	手続にかかる標準的期間	接続料（負担すべき金額）
<ul style="list-style-type: none">・設置場所の情報開示手続・調査申込みに対する回答結果を受ける手続・自前工事・保守を行う手続・工事・保守に立会をする手続	<ul style="list-style-type: none">・標準的期間の設定<ul style="list-style-type: none">－ 調査申込～回答－ 設置申込～工事着手・工事の標準的期間	<ul style="list-style-type: none">・工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額及び条件・接続料規則に準拠した原価・利潤の算定

*電気通信事業法第三十三条第四項。当該条件が適正かつ明確定められていることが接続約款の認可条件になっている。

当社からの提案

**“不可避性が高い” 県間設備の接続料については
認可接続約款記載事項にしてNGNとの円滑な接続を確保**
(第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとしてコロケーション同等の対応を)



多様な事業者が新規参入・事業展開しやすいNGNへ

Designing The Future

KDDI